令和4年度水田農業の推進について

令和3年12月24日 三重県農業再生協議会

1 水田農業の推進に対する基本的な考え方

三重県農業再生協議会では、地域農業再生協議会と連携し、本県水田農業の活性化と担い手を中心とする農業者の経営安定に向けて、国の動向も踏まえつつ、経営所得安定対策のほか、担い手対策や農地対策等に係る施策や事業を有効に活用し、需要に応じた作物生産による水田収益力強化の実践に取り組むとともに、担い手や集落営農組織を中心とした水田営農システムの構築に取り組みます。

2 需要に応じた水田活用作物の生産と水田収益力向上に向けた取組推進

人口減少や食の多様化などの進展により、主食用米の需要が毎年約10万 t 減少する中、県農業再生協議会では、需要に応じた作物の生産に取り組めるよう、令和2年は11月に令和3年産米の「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に提供しました。令和3年度についても、昨年度と同様、令和4年産米の「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に提供することとします。

水田農業経営の安定的な継続を図るためには、需要に応じた主食用米の生産をはじめ、麦、大豆、新規需要米といった戦略作物や野菜等の高収益作物等の地域の実状に応じた生産により、水田収益力強化を図ることが重要です。このため、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択できる状況となるよう、本年9月に「令和4年度水田収益力強化に向けた基本的な考え方」を地域農業再生協議会に情報提供したところです。

また、令和3年産では、生産者が取り組みやすい飼料用米への作付転換が大半を占め、今後容易に主食用米の作付けに戻ってしまう可能性もあることから、令和4年産では、大豆や野菜等の畑作物の作付拡大、定着化を中心に、需要に応じた作物生産による水田収益力強化を進めるため、以下の取組を進めます。

(1) 主食用米

主食用米については、県独自に策定した県産米の需給見通しを踏まえて算定した「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に情報提供します。

また、これまでの県内外での販路拡大に向けたブランド力向上等の取組に加え、中食・外食等の業務用途での需要に応じた主食用米生産の推進に、より一層力を入れ、ブランド米「結びの神」や実需者を特定した品種の作付推進を行うことで、安定的、継続的な需要の確保を進めます。

(2)麦

麦については、近年の排水対策の徹底等により単収は増加傾向にあり、これまでの需要に供給が追いつかない状況が、需要に均衡するまでに改善し、品種によっては需要を上回る供給となっています。

今後は、各地域で確立されているブロックローテーション等の土地利用と集団栽培のシステムを維持しながら、引き続き、実需者の求める品種の実状に応じた作付推進と安定生産、品質向上に取り組んでいきます。

また、中期的には、県内の実需者ニーズに対応するため、各地域と個別協議して 購入希望数量を満たしていない品種の生産拡大を着実に進め、さらに、長期的には、 新たな需要の創出に取り組み、作付拡大を推進します。

(3) 大豆

大豆については、加工事業者等から安定した需要があります。しかしながら、近年の長雨や台風等の影響により単収低迷が続いていることから、単収向上と生産の安定化を図ります。特に、単収向上に向けては、排水対策の徹底及びカメムシ等の害虫防除を最重点取組とし、栽培技術の高位平準化を進めます。また、作付拡大に向けた作期分散に対応できる新品種の現地実証や、実需者の求める生産物となるよう夾雑物等の異物混入対策にも取り組んでいきます。

(4) 新規需要米

新規需要米については、麦、大豆の栽培不適地などにおける主食用米と同じ機械、施設で取り組める非主食用水稲として重要な作物であり、引き続き、地域の水利条件等も考慮して、生産の安定化を図るとともに、需要動向に基づいた生産を進めます。特に、飼料用米については、地域での需要把握と農業者への情報提供を継続して実施します。

(5) 高収益作物

野菜等の高収益作物については、水田への導入・定着を進め、収益力強化を図るため、「水田収益力強化ビジョン」等の産地化に向けた計画に基づき、関係機関・団体が連携し、総合的な観点で、地域の実状にあった品目を推進していきます。

3 関連施策の有効活用による水田農業の推進

本県水田農業の基幹作物である麦・大豆については、麦・大豆収益性・生産性向上 プロジェクト等の事業活用により、団地化および生産性向上に向け、施設整備や機械 の導入を支援し、需要に見合った安定生産を推進します。

市町やJA等をはじめ、市町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、集落等を単位とする実効性の高い「人・農地プラン」の策定を契機とした農地集積・集約化に向けた地域の話し合いを促します。

また、農地中間管理事業等を有効活用するとともに、認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等の担い手による効率的な農地利用と水田収益力強化を促進します。

4 推進体制の整備等

県農業再生協議会は、東海農政局三重県拠点と連携して取組を行うとともに、市町 及び地域農業再生協議会が実施する水田農業等の推進の取組を支援します。